

茨木市立地適正化計画に対する意見と対応方針

No	意見【第1回常務委員会（H29.9.22）・第2回都市計画審議会（H29.11.17）】		対応方針	
	会議	内容	たたき案のページ	概要
1	第1回常務委	基本的な方針などは概ね妥当であるが、意義や目的がさらに明確になるよう整理が必要である。		現状の暮らしやすい環境の維持・充実を図りつつ、「郊外部」と「中心部」での課題解決を両輪として、バランス良く取り組むことを立地適正化計画策定の意義・目的として理解できるよう計画全体を整理します。
2	第1回常務委 欠席委員への ヒアリング 第2回都計審	「超高層共同住宅」の記述について。 ・やや人口等希薄な地域も含め居住地全体に目配りをしていくといった内容と矛盾しており、記載する必要があるのか疑問である。 ・超高層共同住宅の位置づけについて、維持管理などに課題があるとともに、高密度化の意義、必要性、基本的姿勢やビジョンを示されたい。		本市における超高層共同住宅のあり方については、別途検討する考えです。
3	第1回常務委	子育て支援施設利用者からみれば、施設需要を満たしていないとの認識があるため、丁寧に分析する必要がある。		子育ての分野は福祉の分野と同様、生活に身近な都市機能として、各計画において圏域ごと施設配置を行うこととなっています。
4	第1回常務委	計画の性質上、隣接他市との連携は難しいが、計画策定において、他市の状況等にも留意しておくこと。	P16～17	医療施設及び商業施設は、隣接市の立地状況にも留意して整理します。
5	第2回都計審	自転車と徒歩を同じ分類で整理し、まとめているが、自転車は軽車両であり、事故も多くなってきていることから、徒歩と切り離して考える必要がある。	P21 P46	交通手段分担率において、徒歩と自転車それぞれごとに分析いたします。 また、基本方針の土台となる考え方『現状の暮らしやすい環境の維持・充実を図ります』の中で自転車の利用環境の向上を位置付けます。
6	第1回常務委 欠席委員への ヒアリング	「暮らし続けたい、暮らししてみたいまち」につながるよう、公園や緑地の活用の視点も盛り込む必要がある。	P46	基本方針の土台となる考え方『現状の暮らしやすい環境の維持・充実を図ります』の中で、公園・緑地等のみどり空間の活用等の促進を位置付けます。
7	第2回都計審	医療体制の充実を図ることは重要であり、立地適正化計画にも反映すべき。	P46	基本方針の土台となる考え方『現状の暮らしやすい環境の維持・充実を図ります』の中で、医療施設の維持・充実を位置付けます。
8	第1回常務委	今後もエリア内で自転車や徒歩での移動が増えることが予想されるため、生活との関連性も踏まえ、細い道路幅員などは市の強みとして捉えてもよい。	P46	細い道路幅員を本市の強みと考えて、基本方針の土台となる考え方『現状の暮らしやすい環境の維持・充実を図ります』の中で、徒歩の利用環境の向上を位置付けます。
9	第1回常務委	居住誘導区域に、安威川の浸水区域等も含めているが、防災の手立てを講じていることなどを記載するなど居住誘導区域に含めることについての、整合を図る必要がある。	P48	ご指摘の内容を踏まえ文言を記載します。
10	第1回常務委 欠席委員への ヒアリング	居住誘導区域の「工業地域の一部」という表現について、「基本的に工業地域は除外する。ただし、工業以外の利用がなされている区域は居住誘導区域に含める」などといった表現のほうが、趣旨がわかりやすい。	P48	ご指摘の内容を踏まえ文言を記載します。
11	第1回常務委	在住者に加えて本市に働きに来る人（来訪者）にも留意すること、それに関連して産業誘致の視点も盛り込めば良いのではないかと。	P48	産業誘致・振興の観点から、都市計画上の工業地域や彩都東部地区などを居住誘導区域から除外しています。